

第2号被保険者（40歳～65歳未満）の皆様へ

平成23年2月26日開催の第109回通常組合会議決により、
4月分から介護保険料が改定されますのでお知らせします。

平成23年4月分から
介護保険料が3,300円に改定されます

この介護保険料は、介護保険給付費の財源に充てるため、国が示す係数に従って計算された額を「介護納付金」として社会保険診療報酬支払基金に支払うため、40歳から65歳未満の被保険者の皆様から徴収させていただいているものです。

高齢社会の伸展などによる介護費の増加から、介護納付金の負担額も年々増加しており、平成23年度の当組合の負担額は前年度に比べて約500万円増え、約6,742万円となる予定です。

この介護納付金から国の補助金を差し引いた残りを、介護保険法第9条の第2号被保険者（40歳から65歳未満）の皆様から、介護保険料として徴収させていただいています。

現在の介護保険料2,700円（1人月額）では、平成23年度の介護納付金に約1,000万円の不足が見込まれることから、平成23年4月からの介護保険料を600円引き上げ、3,300円（1人月額）とさせていただきます。

（この介護保険料の算出に当たっては、平成23年度の第2号被保険者数を月平均1,283人と見込んで計算しています。）

被保険者の皆様にはご負担が増えることとなりますが、ご理解の程よろしく
お願い申し上げます。

なお、当組合では、保険料は翌月徴収のため、4月分の保険料は5月徴収となります。

ご不明な点は、国保組合事務局までお問い合わせください。